

結果の概要

【事業所調査】

1 メンタルヘルス対策に関する事項

(1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者の状況

過去1年間(令和元年11月1日から令和2年10月31日までの期間)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者がいた事業所の割合は9.2%[平成30年調査10.3%]となっている。

このうち、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は7.8%[同6.7%]、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%[同5.8%]となっている。

また、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者の割合は0.4%[同0.4%]、退職した労働者の割合は0.1%[同0.2%]となっている。(第1表)

第1表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者
又は退職した労働者がいた事業所割合及び労働者割合

(単位:%)

区 分	事業所計 ¹⁾	該当する労働者がいた	(複数回答)		常用労働者計	連続1か月以上休業した労働者 ²⁾	退職した労働者 ²⁾³⁾
			連続1か月以上休業した労働者がいた ²⁾	退職した労働者がいた ²⁾³⁾			
令和2年	100.0	9.2	7.8	3.7	100.0	0.4	0.1
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	90.3	88.9	64.4	100.0	0.7	0.1
500～999人	100.0	84.0	82.5	47.6	100.0	0.8	0.2
300～499人	100.0	66.9	63.8	27.4	100.0	0.6	0.1
100～299人	100.0	43.8	39.3	15.3	100.0	0.4	0.2
50～99人	100.0	24.5	20.1	8.8	100.0	0.4	0.2
30～49人	100.0	8.4	7.2	3.0	100.0	0.2	0.1
10～29人	100.0	4.2	3.3	2.0	100.0	0.2	0.1
(産業)							
農業、林業(林業に限る。)	100.0	8.1	7.0	3.9	100.0	0.3	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.8	3.2	2.3	100.0	0.3	0.1
建設業	100.0	7.3	6.6	3.0	100.0	0.4	0.1
製造業	100.0	13.7	11.6	5.0	100.0	0.5	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	21.6	21.6	3.9	100.0	0.8	0.1
情報通信業	100.0	25.7	24.5	12.1	100.0	0.9	0.3
運輸業、郵便業	100.0	8.9	7.8	1.8	100.0	0.3	0.0
卸売業、小売業	100.0	5.7	4.5	2.0	100.0	0.3	0.1
金融業、保険業	100.0	13.9	12.4	4.6	100.0	0.6	0.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	8.6	8.3	3.0	100.0	0.5	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	14.8	13.8	4.2	100.0	0.7	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.1	4.1	2.3	100.0	0.2	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	5.6	5.2	3.8	100.0	0.3	0.2
教育、学習支援業	100.0	11.2	9.6	3.2	100.0	0.4	0.1
医療、福祉	100.0	12.1	9.2	6.1	100.0	0.5	0.3
複合サービス事業	100.0	20.2	17.9	5.3	100.0	0.7	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.4	8.0	5.6	100.0	0.3	0.1
平成30年	100.0	10.3	6.7	5.8	100.0	0.4	0.2

注:1)「事業所計」には、該当する労働者がいなかった事業所を含む。

2)「連続1か月以上休業した労働者」及び「退職した労働者」には、受け入れている派遣労働者は含まない。

3) 同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職した労働者」のみに計上している。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 61.4%[平成 30 年調査 59.2%]となっており、前回調査より 2.2 ポイント上昇した。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所について、取組内容(複数回答)をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」が 62.7%[同 62.9%]と最も多く、次いで「職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団(部、課など)ごとの分析を含む)」が 55.5%[同 32.4%]となっている。(第2表)

第2表 メンタルヘルス対策の取組内容別事業所割合

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)									
	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 ¹⁾	メンタルヘルス対策について、衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議	メンタルヘルス対策に関する問題を解決するための計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	教育研修・情報提供			職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック後の集団(部、課など)ごとの分析を含む)	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフにおけるメンタルヘルス対策の実施	
					メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供			
令和2年 (事業所規模)	[61.4]	100.0	35.9	20.7	37.0	33.0	30.9	14.4	55.5	36.0
1,000人以上	[98.2]	100.0	79.6	66.9	77.8	81.2	79.7	57.6	96.5	72.9
500～999人	[98.6]	100.0	77.7	51.6	68.7	69.0	63.8	45.9	88.9	61.3
300～499人	[96.6]	100.0	74.0	45.4	63.8	58.4	54.6	35.0	88.7	54.1
100～299人	[97.6]	100.0	64.8	36.5	55.6	46.4	40.9	28.5	82.2	53.6
50～99人	[89.8]	100.0	61.1	27.9	49.2	37.5	35.3	19.4	76.8	47.7
30～49人	[69.1]	100.0	36.2	21.7	40.2	38.8	33.2	14.8	53.0	30.0
10～29人	[53.5]	100.0	26.1	16.2	30.6	28.2	27.4	10.9	47.7	32.3
(再掲)50人以上	[92.8]	100.0	63.5	32.5	52.8	42.7	39.3	24.2	79.6	50.6
平成30年	[59.2]	100.0	29.6	19.8	36.2	56.3	31.9	13.0	32.4	36.3

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								その他
	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施				メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施	
			地域産業保健センター(地域窓口)を活用	産業保健総合支援センターを活用	医療機関を活用	他の外部機関を活用 ²⁾			
令和2年 (事業所規模)	62.7	24.8	50.7	4.3	3.9	11.3	15.8	53.8	2.8
1,000人以上	99.1	82.0	91.8	6.6	10.5	26.3	46.7	85.2	1.6
500～999人	97.7	65.8	86.0	3.1	5.7	24.2	37.0	79.5	2.4
300～499人	98.0	57.8	76.2	2.2	4.7	24.2	28.8	77.4	1.2
100～299人	95.0	39.1	61.3	3.9	5.2	20.1	19.2	60.9	1.7
50～99人	88.6	27.4	55.2	2.8	5.1	19.1	13.6	55.1	3.7
30～49人	62.4	25.6	44.0	6.6	3.6	12.2	15.5	57.9	2.1
10～29人	52.7	21.2	49.4	4.1	3.5	8.1	15.4	51.0	2.9
(再掲)50人以上	91.5	34.2	59.3	3.2	5.2	19.9	17.1	59.0	2.9
平成30年	62.9	22.5	42.5	5.1	4.4	16.6	15.4	...	3.4

注:1) []は、全事業所のうち、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合である。

2) 「他の外部機関」とは、精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

(3) ストレスチェック結果の活用状況

ストレスチェックを実施した事業所のうち、結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は78.6%[平成30年調査73.3%]であり、その分析結果を活用した事業所の割合は79.6%[同80.3%]となっている(第3表)。

第3表 ストレスチェック結果の集団ごとの分析の実施の有無、分析結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位: %)

区 分	ストレスチェックを実施した事業所計 ¹⁾²⁾		ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施していない
	[62.7]	100.0	78.6	20.7
令和2年 (事業所規模)				
1,000人以上	[99.1]	100.0	94.7	5.3
500～999人	[97.7]	100.0	88.6	11.4
300～499人	[98.0]	100.0	86.5	12.4
100～299人	[95.0]	100.0	80.3	19.6
50～99人	[88.6]	100.0	80.5	19.3
30～49人	[62.4]	100.0	77.6	22.0
10～29人	[52.7]	100.0	77.3	21.6
(再掲)50人以上	[91.5]	100.0	81.1	18.6
平成30年	[62.9]	100.0	73.3	24.9

区 分	ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した ³⁾⁴⁾		分析結果を活用した ⁵⁾	分析結果の活用内容(複数回答)				
	(78.6)	100.0		79.6	<100.0>	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	残業時間削減、休暇取得に向けた取組
令和2年 (事業所規模)					< 29.1 >	< 26.1 >	< 53.6 >	< 21.7 >
1,000人以上	(94.7)	100.0	88.6	<100.0>	< 35.4 >	< 34.1 >	< 47.7 >	< 25.1 >
500～999人	(88.6)	100.0	89.6	<100.0>	< 31.6 >	< 32.0 >	< 51.0 >	< 21.9 >
300～499人	(86.5)	100.0	87.5	<100.0>	< 26.6 >	< 24.0 >	< 51.2 >	< 18.1 >
100～299人	(80.3)	100.0	85.0	<100.0>	< 28.3 >	< 28.2 >	< 51.3 >	< 19.2 >
50～99人	(80.5)	100.0	80.0	<100.0>	< 26.5 >	< 25.5 >	< 58.4 >	< 21.3 >
30～49人	(77.6)	100.0	79.7	<100.0>	< 33.9 >	< 24.6 >	< 47.8 >	< 25.2 >
10～29人	(77.3)	100.0	77.7	<100.0>	< 28.7 >	< 26.1 >	< 54.3 >	< 21.5 >
(再掲)50人以上	(81.1)	100.0	82.5	<100.0>	< 27.4 >	< 26.7 >	< 55.2 >	< 20.5 >
平成30年	(73.3)	100.0	80.3	<100.0>	< 26.8 >	< 28.8 >	< 46.5 >	< 17.3 >

区 分	分析結果の活用内容(複数回答)						分析結果を特に活用していない
	上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	相談窓口の設置	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	従業員参加型の職場環境改善ワークショップの実施	衛生委員会又は安全衛生委員会での審議	その他	
令和2年 (事業所規模)							17.3
1,000人以上	< 44.3 >	< 53.9 >	< 46.9 >	< 14.1 >	< 63.6 >	< 8.7 >	9.8
500～999人	< 39.3 >	< 49.3 >	< 34.9 >	< 8.7 >	< 60.5 >	< 9.2 >	9.4
300～499人	< 35.2 >	< 44.5 >	< 31.7 >	< 4.7 >	< 57.7 >	< 5.2 >	12.2
100～299人	< 36.2 >	< 42.0 >	< 21.3 >	< 7.4 >	< 55.6 >	< 6.1 >	14.1
50～99人	< 44.1 >	< 51.1 >	< 19.2 >	< 7.8 >	< 56.4 >	< 5.7 >	17.1
30～49人	< 43.2 >	< 35.3 >	< 34.4 >	< 13.1 >	< 40.2 >	< 6.6 >	16.2
10～29人	< 41.8 >	< 52.3 >	< 27.2 >	< 9.8 >	< 39.4 >	< 6.8 >	18.8
(再掲)50人以上	< 40.7 >	< 47.6 >	< 21.6 >	< 7.6 >	< 56.4 >	< 6.0 >	15.5
平成30年	< 28.7 >	< 32.6 >	< 20.6 >	< 5.2 >	< 38.1 >	< 9.2 >	16.4

注:1) []は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、ストレスチェックを実施した事業所の割合である。
 2) 「ストレスチェックを実施した事業所計」には、「ストレスチェック結果の集団ごとの分析の有無不明」を含む。
 3) ()は、ストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した事業所の割合である。
 4) 「ストレスチェック結果の集団ごとの分析を実施した」には、「分析結果の活用の有無不明」を含む。
 5) < >は、分析結果を活用した事業所のうち、分析結果の活用内容(複数回答)別にみた割合である。

2 化学物質のばく露防止対策に関する事項

(1) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況

化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合は 13.2%となっている。

労働安全衛生法第 57 条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は 68.5%、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生法第 28 条の2第1項の規定に基づいてリスクアセスメントを行うことが努力義務とされている化学物質)を使用している事業所のうち、リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合は 57.1%となっている。(第4表)

第4表 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況別事業所割合

＜令和2年＞		(単位:%)					
化学物質の種類	化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計 ¹⁾²⁾	該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している ³⁾	リスクアセスメントについて			該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)していない	
			すべて実施している	一部実施している	全く実施していない		
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	100.0	67.2 (100.0)	(68.5)	(24.1)	(7.3)	10.6	
[13.2]							
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	100.0	52.5 (100.0)	(57.1)	(32.9)	(10.0)	11.6	

注:1) []は、全事業所のうち、化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所の割合である。

2)「化学物質を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使用)事業所計」には、「該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ()は、該当する化学物質を使用(製造、譲渡・提供を含む)している事業所のうち、リスクアセスメントの実施状況別にみた割合である。

(2) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は 2.4%となっている。

労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は 62.4%、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第 24 条の 14 で譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は 53.6%となっている。

第5表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

＜令和2年＞		(単位:%)					
化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ¹⁾²⁾	該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 ³⁾	GHSラベルの表示状況				該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない
			すべて表示をしている	一部表示をしている	譲渡・提供先から求めがあれば表示をしている	全く表示をしていない	
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	100.0	58.2 (100.0)	(62.4)	(4.8)	(11.0)	(21.8)	9.0
[2.4]							
労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質	100.0	43.2 (100.0)	(53.6)	(4.3)	(15.4)	(26.7)	15.5

注:1) []は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。

2)「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。

3) ()は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、GHSラベルの表示状況別にみた割合である。

(3) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は 71.5%、同条の事業所には該当しないが、危険有害性がある化学物質(労働安全衛生規則第 24 条の 15 で譲渡・提供者に危険有害性の通知が努力義務とされている化学物質)を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート(SDS)を交付している事業所の割合は 62.2%となっている。

第6表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<令和2年> (単位:%)

化学物質の種類	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ¹⁾²⁾	安全データシート(SDS)の交付状況					該当する化学物質を製造又は譲渡・提供していない
		該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所 ³⁾	すべての製品に交付している ⁴⁾	一部の製品について交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない	
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	100.0	58.2 (100.0)	(71.5)	(2.5)	(18.9)	(7.2)	9.0
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	100.0	43.2 (100.0)	(62.2)	(2.0)	(26.1)	(9.7)	15.5

注:1) []は、全事業所のうち、化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合である。
 2) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には、「該当する化学物質を製造又は譲渡・提供しているかわからない」及び「不明」を含む。
 3) ()は、該当する化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、安全データシート(SDS)の交付状況別にみた割合である。
 4) 過去に交付済みの製品で引き続き同製品を製造又は譲渡・提供するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合を含む。

3 受動喫煙防止対策に関する事項

事業所における禁煙・分煙状況について、屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしている事業所の割合は 30.0%[平成 30 年調査 13.7%]となっている。

健康増進法における施設分類の種類別にみると、第一種施設(学校・病院など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設)では「屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしている」が 63.1%、第二種施設(第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設)では「屋内を全面禁煙として、屋外喫煙所を設置している」が 49.2%とそれぞれ最も多くなっている。(第7表)

第7表 禁煙・分煙状況別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計 ¹⁾²⁾	屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしている	屋内を全面禁煙として、屋外喫煙所を設置している ³⁾	事業所の屋内に喫煙専用室等を設置し、それ以外の屋内の場所を禁煙にしている ⁴⁾	屋内で自由に喫煙できる ⁵⁾
令和2年	[100.0]	100.0	30.0	46.7	18.8
第一種施設(学校、病院など) ⁶⁾	[16.2]	100.0	63.1	33.6	...
第二種施設	[83.8]	100.0	23.6	49.2	22.4
既存特定飲食提供施設	[5.4]	100.0	53.5	25.1	17.3
上記以外	[78.4]	100.0	21.6	50.9	22.8
平成30年	[100.0]	100.0	13.7	38.8	35.6

注:1) []は、全事業所のうち、健康増進法で分類した施設の割合である。
 2) 「事業所計」には、「禁煙・分煙状況不明」を含む。
 3) 平成 30 年は、「事業所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」として調査を行った。
 4) 平成 30 年は、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」「事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」「その他の方法で事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分している」として調査を行った。
 5) 平成 30 年は、「事業所内で自由に喫煙できる」「受動喫煙防止対策に取り組んでいない」として調査を行った。
 6) 調査対象が民営事業所に限るため、地方公共団体が運営する学校や病院は含まない。

屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所について、受動喫煙を防止するための取組を進めている事業所の割合は54.1%となっている。

このうち、取組内容(複数回答)をみると、「受動喫煙を望まない者が加熱式たばこ喫煙専用室での業務や飲食を避けるよう配慮している」が27.2%、次いで「20歳以上の労働者に対する措置」のうち「業務用車両内での喫煙時における周知啓発」が27.0%となっている。(第8表)

第8表 受動喫煙を防止するための取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和2年> (単位:%)

区 分	屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所計 ¹⁾²⁾		受動喫煙を防止するための取組内容(複数回答)						
			受動喫煙を防止するための取組を進めている ³⁾		受動喫煙防止対策を推進するための計画を策定	受動喫煙防止対策の担当部署を指定	受動喫煙防止対策の状況を衛生委員会等の調査審議事項としている	産業界の職場巡視で、受動喫煙防止対策の実施状況に留意している	受動喫煙防止対策に関する教育や相談対応の実施
(事業所規模)	[65.5]	100.0	54.1	(100.0)	(15.6)	(11.8)	(14.8)	(13.5)	(23.7)
1,000人以上	[68.8]	100.0	92.6	(100.0)	(53.4)	(54.6)	(51.7)	(69.1)	(54.7)
500～999人	[66.3]	100.0	91.2	(100.0)	(37.8)	(46.5)	(52.3)	(51.5)	(40.9)
300～499人	[68.9]	100.0	85.5	(100.0)	(26.4)	(37.3)	(39.1)	(37.2)	(30.2)
100～299人	[76.5]	100.0	77.6	(100.0)	(23.9)	(24.7)	(33.7)	(36.1)	(26.6)
50～99人	[76.6]	100.0	70.2	(100.0)	(14.7)	(17.7)	(31.7)	(33.6)	(22.1)
30～49人	[72.2]	100.0	54.4	(100.0)	(16.5)	(11.1)	(12.8)	(10.3)	(24.6)
10～29人	[62.1]	100.0	49.2	(100.0)	(14.0)	(8.1)	(8.4)	(6.1)	(23.1)

区 分	受動喫煙を防止するための取組内容(複数回答)							特に取組を進めていない
	受動喫煙を受けやすい者(妊婦など)に特別な措置を行っている	20歳未満を喫煙可能な場所で立入禁止としている	20歳以上の労働者に対する措置			受動喫煙を望まない者が加熱式たばこ喫煙専用室での業務や飲食を避けるよう配慮している	その他	
勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫			喫煙専用室等の清掃等における配慮の周知啓発	業務用車両内での喫煙時における周知啓発				
(事業所規模)	(8.6)	(24.6)	(13.3)	(22.9)	(27.0)	(27.2)	(12.4)	43.0
1,000人以上	(15.0)	(48.2)	(23.8)	(27.7)	(27.7)	(28.3)	(4.6)	7.1
500～999人	(7.6)	(39.5)	(19.0)	(24.2)	(24.9)	(29.4)	(7.8)	8.2
300～499人	(9.3)	(48.0)	(16.9)	(25.2)	(29.9)	(25.4)	(7.6)	12.9
100～299人	(7.0)	(34.8)	(12.3)	(24.3)	(23.6)	(24.7)	(8.6)	21.0
50～99人	(8.0)	(26.7)	(10.1)	(26.9)	(26.5)	(24.8)	(12.4)	28.0
30～49人	(10.0)	(22.2)	(16.6)	(28.7)	(35.7)	(28.9)	(9.4)	42.6
10～29人	(8.5)	(22.8)	(13.1)	(20.3)	(25.3)	(27.5)	(13.9)	47.6

注:1) []は、全事業所のうち、屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所の割合である。
 2) 「屋外を含めた敷地内全体を全面禁煙にしていない事業所計」には、「受動喫煙を防止するための取組の有無不明」を含む。
 3) ()は、受動喫煙を防止するための取組を進めている事業所のうち、取組内容(複数回答)別にみた割合である。

4 長時間労働者に対する取組に関する事項

令和2年7月1日が含まれる1か月間の時間外・休日労働時間数が45時間超80時間以下の労働者がいた事業所の割合は16.3%[平成30年調査25.0%]、80時間超の労働者がいた事業所の割合は2.5%[同7.0%]となっている。

これらの長時間労働者がいた事業所のうち、面接指導の申し出があった長時間労働者に対する医師による面接指導の実施状況をみると、面接を実施した事業所の割合は、45時間超80時間以下の労働者がいた事業所は78.9%、80時間超の労働者がいた事業所は95.4%となっている。(第9表)

第9表 長時間労働者及び面接指導の申し出があった労働者がいる事業所並びに医師による面接指導の実施状況別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	45時間超80時間以下の時間外・休日労働をした労働者がいた ¹⁾²⁾		面接指導の申し出があった労働者がいた ³⁾⁴⁾	医師による面接指導の実施状況			
					実施した	一部実施した	実施しなかった	
<45時間超80時間以下> 令和2年 (事業所規模)	100.0	16.3	(100.0)	(2.4)	<100.0>	< 78.9>	< 7.8>	< 12.2>
1,000人以上	100.0	86.0	(100.0)	(21.3)	<100.0>	< 95.7>	< 4.0>	< 0.3>
500～999人	100.0	69.7	(100.0)	(15.6)	<100.0>	< 90.5>	< 4.7>	< 4.8>
300～499人	100.0	53.9	(100.0)	(9.2)	<100.0>	< 87.5>	< 10.2>	< 2.3>
100～299人	100.0	41.1	(100.0)	(6.4)	<100.0>	< 65.6>	< 20.6>	< 10.3>
50～99人	100.0	27.2	(100.0)	(2.8)	<100.0>	< 97.0>	< ->	< 3.0>
30～49人	100.0	16.1	(100.0)	(1.0)	<100.0>	<100.0>*	< ->	< ->
10～29人	100.0	12.7	(100.0)	(0.9)	<100.0>	< 63.2>	< ->	< 36.8>
平成30年	100.0	25.0	(100.0)	(9.3)	< …>	< …>	< …>	< …>

区分	事業所計	80時間超の時間外・休日労働をした労働者がいた ¹⁾²⁾		面接指導の申し出があった労働者がいた ³⁾⁴⁾	医師による面接指導の実施状況			
					実施した	一部実施した	実施しなかった	
<80時間超> 令和2年 (事業所規模)	100.0	2.5	(100.0)	(12.1)	<100.0>	< 95.4>	< 3.8>	< 0.7>
1,000人以上	100.0	41.0	(100.0)	(54.5)	<100.0>	< 94.7>	< 3.9>	< 0.4>
500～999人	100.0	20.9	(100.0)	(39.9)	<100.0>	< 98.6>	< ->	< 1.4>
300～499人	100.0	14.8	(100.0)	(46.7)	<100.0>	< 94.5>	< 5.5>	< ->
100～299人	100.0	7.4	(100.0)	(28.4)	<100.0>	< 91.8>	< 8.2>	< ->
50～99人	100.0	4.1	(100.0)	(8.3)	<100.0>	< 95.2>	< ->	< 4.8>
30～49人	100.0	1.7	(100.0)	(6.9)	<100.0>	<100.0>*	< ->	< ->
10～29人	100.0	1.9	(100.0)	(3.9)	<100.0>	<100.0>*	< ->	< ->
平成30年	100.0	7.0	(100.0)	(17.6)	< …>	< …>	< …>	< …>

注:1) 長時間労働者には、受け入れている派遣労働者は含まない。

2) ()は、時間外・休日労働をした労働者がいた事業所のうち、面接指導の申し出があった労働者がいた事業所の割合である。

3) 「面接指導の申し出があった労働者がいた」には、「医師による面接指導の実施状況不明」を含む。

4) < >は、面接指導の申し出があった労働者がいた事業所のうち、医師による面接指導の実施状況別にみた割合である。

5 高齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策に関する事項

(1) 高齢労働者に対する労働災害防止対策の状況

60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合は74.6%となっており、このうち高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は81.4%となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更」が45.7%、「作業前に体調不良等の異常がないかを確認」が38.7%となっている。(第10表)

第10表 60歳以上の高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和2年>

(単位:%)

区分	60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計 ¹⁾²⁾		高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)			
				手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施	作業スピード、作業姿勢、作業方法等の変更	作業前に体調不良等の異常がないかを確認	健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている
(事業所規模)	[74.6]	100.0	81.4	20.7	16.9	38.7	34.8
1,000人以上	[98.1]	100.0	91.4	45.5	21.9	36.7	70.4
500～999人	[98.1]	100.0	91.3	42.2	16.6	35.1	57.9
300～499人	[98.9]	100.0	90.9	41.6	17.8	40.5	59.4
100～299人	[93.8]	100.0	89.6	34.4	15.4	35.4	52.6
50～99人	[92.9]	100.0	89.4	27.6	19.3	44.8	47.7
30～49人	[82.9]	100.0	84.3	20.8	19.3	35.0	38.8
10～29人	[69.1]	100.0	78.5	17.9	16.1	38.9	29.7

区分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)						
	医師等による面接指導等の健康管理を行っている	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	定期的に体力測定を実施し、本人自身の転倒、墜落・転落等の労働災害リスクを判定し、加齢に伴う身体的変化を本人に認識させている	高齢労働者の身体機能の低下のための活動をしている	加齢に伴い身体機能・精神機能の変化と災害リスク、機能低下の予防の必要性について教育を行っている	本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更	高所等の危険場所での作業や他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業(機械の運転業務等)に従事させないようにしている
(事業所規模)	7.4	19.4	3.8	4.6	6.2	45.7	16.3
1,000人以上	33.9	51.2	13.4	22.7	19.3	49.6	20.6
500～999人	24.1	43.4	5.7	15.8	14.4	49.1	19.2
300～499人	17.8	38.2	5.8	15.1	13.0	50.8	18.1
100～299人	16.0	28.6	4.1	9.8	12.5	49.2	16.5
50～99人	14.8	27.3	5.5	5.0	10.3	53.5	17.2
30～49人	8.7	23.2	1.6	6.5	5.4	50.2	18.9
10～29人	4.8	15.8	4.0	3.4	5.0	42.9	15.4

区分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)				高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	体調異変に備えて、できるだけ単独作業にならないようにしている	時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更	その他	
(事業所規模)	18.3	32.9	10.9	1.5	16.8
1,000人以上	20.4	29.5	27.0	2.7	7.5
500～999人	16.0	31.9	24.3	2.1	7.7
300～499人	15.5	31.2	20.6	1.5	7.0
100～299人	15.7	30.3	16.3	1.9	8.8
50～99人	17.1	34.5	16.6	2.7	9.3
30～49人	18.0	32.8	10.3	1.0	14.4
10～29人	18.9	32.9	9.4	1.4	19.6

注:1) []は、全事業所のうち、60歳以上の高齢労働者が従事している事業所の割合である。

2)「60歳以上の高齢労働者が従事している事業所計」には、「高齢労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。

(2) 外国人労働者に対する労働災害防止対策の状況

外国人労働者が従事している事業所の割合は14.4%となっており、このうち外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は89.8%となっている。

取組内容(複数回答)別にみると、「定期的に必要な健康診断を受診させている」が62.3%、「外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている」が49.8%となっている。(第11表)

第11表 外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

<令和2年>

(単位:%)

区 分	外国人労働者が従事している事業所計 ¹⁾²⁾		外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)			
				母国語に翻訳された教材、視聴覚教材と用いるなど外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている	外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている	災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている	災害防止に関する標識、掲示、表示灯について、図解や母国語を用いて理解できるようにしている
(事業所規模)	[14.4]	100.0	89.8	25.1	49.8	35.9	19.2
1,000人以上	[68.9]	100.0	95.0	32.3	43.4	30.9	25.2
500～999人	[52.8]	100.0	93.2	33.2	42.8	30.5	29.6
300～499人	[43.7]	100.0	92.1	26.0	41.4	22.4	24.6
100～299人	[38.4]	100.0	92.4	25.3	43.3	37.8	21.2
50～99人	[26.6]	100.0	92.2	22.3	47.1	28.8	19.9
30～49人	[20.0]	100.0	86.0	25.0	55.0	30.3	16.1
10～29人	[9.7]	100.0	89.7	25.6	50.8	40.9	19.2

区 分	労働災害防止対策の取組内容(複数回答)					外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいない
	同じ言語を話せる外国人労働者による実地の教育訓練(OJT)を行っている	免許の取得や技能講習の修了が必要な業務に従事させる際には、必要な資格を取得させている	定期的に必要な健康診断を受診させている	産業医や衛生管理者等を活用して、健康指導及び健康相談を行うようにしている	その他	
(事業所規模)	25.2	29.6	62.3	15.7	7.0	9.9
1,000人以上	23.4	38.8	90.5	61.4	5.2	4.8
500～999人	24.6	25.4	82.2	44.6	4.3	6.8
300～499人	22.9	29.7	84.5	39.9	5.8	6.2
100～299人	22.9	22.0	76.7	29.9	6.7	7.4
50～99人	26.7	25.3	74.4	32.5	7.8	7.7
30～49人	21.6	29.4	59.5	11.0	4.4	13.9
10～29人	26.9	33.0	54.0	5.8	7.9	10.0

注:1) []は、全事業所のうち、外国人労働者が従事している事業所の割合である。

2)「外国人労働者が従事している事業所計」には、「外国人労働者に対する労働災害防止対策の取組の有無不明」を含む。